平成３０年（フ）第４８２号
神奈川県綾瀬市落合北７丁目４番56―104号
債務者　吉田登美子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５５２号
横浜市港北区師岡町482番地３　ハウス師岡204
債務者　羽毛田佳子
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５９７号
神奈川県茅ヶ崎市今宿283番地103号　ＹＳエルドラド
債務者　吉田　基泰
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３０号
東京都八王子市元八王子町２丁目1119番地１ラ・シャマード201号
債務者　澤　　雄太
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３４９号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目29番１―215号メゾンド吉祥寺
債務者　太田　光彦
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２０９８号
東京都足立区扇２丁目36―12―206
債務者　高橋　明子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９１１号
東京都葛飾区東金町７―33―１、住民票上の住所東京都足立区綾瀬５丁目７―２―105
債務者　小畑　弘志
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１０２号
東京都練馬区大泉学園町６丁目１―18―202
債務者　川村　櫻子
1　決定年月日時　平成30年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６５号
静岡県浜松市南区増楽町419番地の１
債務者　伏見　眞一
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

免責許可決定

平成３０年（フ）第１号
北海道網走市南10条西３丁目３番地の８
破産者　小玉　裕子
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成３０年（フ）第２号
北海道網走市南10条西３丁目３番地の８
破産者　小玉　睦美
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成３０年（フ）第３号
北海道網走市南10条西３丁目３番地の８
破産者　小玉由加里
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第４３３号
茨城県ひたちなか市大字長砂1074番地４
破産者　川又ちや子
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４４２号
茨城県水戸市元吉田町1636番地の６
破産者　山野恵美子
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第８２号
東京都八王子市並木町33番２号
破産者　鈴木　丈史
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０６２号
群馬県前橋市下大屋町304番地２ガーデン下大屋201号
破産者　緒方　純一
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１９７号
東京都三鷹市下連雀３丁目37番５―202号
破産者　若林みさを
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３６１号
東京都多摩市馬引沢２―７―７―103、住民票上の住所東京都多摩市永山４丁目２番地５―204
破産者　大塚美恵子
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２９１号
神奈川県海老名市中新田２丁目17番29―301号
破産者　阿蘇　純子
1　決定年月日　平成30年４月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部